

# 全 員 協 議 会

日 時 令和 2 年 12 月 21 日 (月)

本会議休憩中

場 所 市 議 会 議 場

## ○ 協議・報告事項

### [議会側の事項]

- 1 島田市議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 2 新たな過疎対策法の制定に関する意見書（案）について
- 3 国土強靱化対策の充実・強化を求める意見書（案）について

島田市議会委員会条例の一部を改正する条例

島田市議会委員会条例（平成17年島田市条例第185号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号中「市民病院」を「総合医療センター」に改める。

附 則

この条例は、令和3年5月2日から施行する。

令和2年12月21日提出

## 令和2年11月市議会定例会

(発議案第5号参考)

島田市議会

# 新　　旧　　条　　文

例規名　島田市議会委員会条例

## 新　　条　　文

(常任委員会の委員の所属、名称、委員の定数及び所管並びに議会運営委員会の委員の定数)

### 第2条 省略

2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管並びに議会運営委員会の委員の定数は、次のとおりとする。

- (1) 省略
- (2) 厚生教育常任委員会 7人

　健康福祉部、こども未来部、総合医療センター、看護専門学校及び教育委員会の所管に属する事項

- (3) 省略
- (4) 省略

# 対 照 表

## 目 条 文

(常任委員会の委員の所属、名称、委員の定数及び所管並びに議会運営委員会の委員の定数)

### 第2条 省略

2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管並びに議会運営委員会の委員の定数は、次のとおりとする。

(1) 省略

(2) 厚生教育常任委員会 7人

健康福祉部、こども未来部、市民病院、看護専門学校及び教育委員会の所管に属する事項

(3) 省略

(4) 省略

## 新たな過疎対策法の制定に関する意見書

過疎対策については、昭和45年の過疎地域対策緊急措置法制定以来、4次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興など、一定の成果を上げたところである。

本市においては、川根地区が過疎地域自立促進特別措置法第33条第2項の規定により、いわゆる「一部過疎」として同法の適用を受け、これまで産業の振興や教育の振興等各分野において諸施策を講じてきたが、少子化、高齢化が進み、依然として過疎化に歯止めがかからない状況にある。

過疎地域は我が国の豊かな自然や歴史・文化を有するふるさとの地域であり、また、都市に対して食糧の供給・水資源の供給、自然環境の保全と癒やしの場を提供するとともに、森林の維持保全により、地球温暖化の防止に貢献するなどの多面的・公共的機能を担っている。

過疎地域が果たしているこのような多面的・公共的機能は国民共有の財産であり、それは過疎地域の住民によって支えられてきたものである。

現行の「過疎地域自立促進特別措置法」は令和3年3月末をもって失効することとなるが、過疎地域が果たしている多面的・公共的機能を今後も維持していくためには、引き続き、過疎地域の振興を図り、そこに暮らす人々の生活を支えていくことが重要である。

よって、国においては、過疎地域がそこに住み続ける住民にとって安心・安全に暮らせる地域として健全に維持されるよう、次の事項を実現するよう求める。

- 1 現行法の失効後も、継続して過疎地域の振興が図られるよう、新たな過疎対策法を制定すること。
- 2 新たな過疎対策法においても、過疎地域の自立促進に必要な現行の過疎対策事業債の制度を維持すること。
- 3 新たな過疎対策法においても、現行法第33条第2項の規定による、いわゆる「一部過疎」の制度を引き続き設けること。
- 4 新たな過疎対策法においても、現行法第33条第2項の規定による、いわゆる「一部過疎」の指定を受けている地域を引き続き指定すること。
- 5 新たな過疎対策法においても、過疎対策事業の実施に必要な期間を十分確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年12月21日

静岡県島田市議会

内閣総理大臣  
総務大臣  
財務大臣  
農林水産大臣  
国土交通大臣

様

## 国土強靭化対策の充実・強化を求める意見書

近年、我が国は大規模な地震や気候変動に起因した豪雨、河川の氾濫、土砂崩落、暴風など、自然災害の頻発化・激甚化にさらされている。

本市においても、南海トラフ巨大地震や激甚化する風水害など、大規模自然災害のリスクは増えこそそれ減ることがない現実がある。また、少子高齢化の進歩や都市基盤としての各種インフラの老朽化、限られた財源といった厳しい条件が課せられている。その中で、まちづくりの前提となる市民の命と暮らしを守るために、島田市国土強靭化地域計画の基本理念である「笑顔あふれる 安心のまち 島田」の実現に向けて、強くしなやかな地域づくりを更に進める必要がある。

こうした状況の中で、国においては「防災・減災、国土強靭化のための3か年緊急対策」として、令和2年度までの3か年で集中的に取り組むこととしているところである。しかしながら、大規模自然災害の発生に備え、整備が必要な箇所はいまだ多く残っているため、引き続き国民の生命・財産を守り、経済活動や国民生活を支える社会インフラの防災・減災対策を迅速かつ着実に推進していく必要が不可欠である。

については、国土強靭化をさらに強力に進めるために、次の事項に特段の措置を講じることを強く要望する。

- 1 國土強靭化の取組を推進するため、公共事業予算の総額を拡大すること。
- 2 令和2年度で期限を迎える「防災・減災、国土強靭化のための3か年緊急対策」の後も継続して国土強靭化対策を推進するため、財政上の措置を講じるとともに、支援対象の拡大や要件の緩和などの制度の充実・強化を図ること。
- 3 社会資本の整備・管理に加え、災害発生時の迅速かつ円滑な対応のため、地方整備局の体制の維持・充実を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年12月21日

静岡県島田市議会

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
財務大臣  
総務大臣  
国土交通大臣  
国土強靭化担当大臣

様